

No.	①-2	R7 予算額	14 百万円
事業名	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	府省庁名	内閣府
概 要	特定有人国境離島地域における地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対しスタートアップ融資する地域金融機関に対して利子補給を実施		
支援対象	大臣の指定する金融機関	補助率	定額
対象事業	○以下いずれかの要件に該当する創業又は事業拡大のために事業者が指定金融機関から借り入れる融資に生ずる利子補給 ① 特定有人国境離島地域に居住して創業する場合、当該事業が利子補給の終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの。 ② 特定有人国境離島地域の事業所において事業拡大する場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。 ③ 特定有人国境離島地域以外の地域で創業する場合、計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。		
支援内容	① 対象資金：特定有人国境離島地域等において設備等の導入に伴い事業者が借り入れる設備資金又は運転資金 ② 対象期間：借入れ開始の日から償還終了までの期間又は5年間のいずれか短い期間 ③ 借入金額：弁済等により変動する借入残高又は7,200万円のいずれか低い額 ④ 利子補給率上限：借入利率の範囲で創業（最大2.0%）、事業拡大（最大1.0%）		
離島での実績	R6年度利子補給金交付先金融機関 稚内信用金庫、七島信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県信用組合、第四北越銀行、大光銀行、山陰合同銀行、十八親和銀行、ごとう農業協同組合、福江信用組合、鹿児島相互信用金庫、鹿児島銀行、南日本銀行		
備 考			
担当部署	内閣府 総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室		
連絡先	03-6257-3957		
参照 HP	https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/yuujin/yuujin.html		